

薬生食輸発0516第2号  
令和5年5月16日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(メキシコ産マンゴーのペルメトリン及びタイ産ライギョのエンロフロキサシン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和5年5月2日付け薬生食輸発0502第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、過去一年間の検査実績を踏まえ、メキシコ産マンゴーのペルメトリン(製造者、製造所、輸出者及び包装者がGUIALED S.P.R DE R.L.のものに限る。)についてモニタリング通知の別表第3から削除する。

また、タイ産ライギョのエンロフロキサシンについて、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。